

福岡県

教育新聞

福岡市東区馬出4丁目12番22号
福岡県教職員組合
TEL (092) 631-4611
編集発行責任者/西田泰章

福教組ホームページ
<http://ftu-net.jp>



2026年度スタート！

教育委員会の責任の元、長時間労働の是正を！
現場実態を反映した学習指導要領の改訂を！
全県・全支部での組織拡大目標の達成を！

藤井隆晴執行委員長あいさつ

今年度、福教組がとりくむべき課題は3つあると考えています。
課題の一つめは、「長時間労働の是正を着実に進める」ということです。

25年6月、「改正給特法」が成立し、「29年度までに1月あたりの時間外在校等時間を平均30時間程度まで削減すること」が法に明記されるとともに、県教委・地教委は、その実現のため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」）を策定・公表することが義務付けられました。

「月30時間程度まで時間外在校等時間を削減する」ということですが、これは当然「持ち

帰り仕事なし」で達成されなくてはなりません（文科省も県教委も「持ち帰り仕事はあつてはならない」と言っています）。また、目標達成に向けた「計画」の実施にあたっては、標準授業時数を超える予備授業時数の確保を中止または最少化する、そして学校教育上、絶対に必要な業務以外は徹底して削減または簡略化することが求められます。そうでなければ、4年後までの目標達成など、とてもできるとは思えません。

「そんなことで月30時間まで時間外を削減できるのか！」を合言葉に、みんなが粘り強く長時間労働の是正を追求していきましよう。

また、とりくみの展開にあたっては、「適正な勤務時間の打刻」にこだわることも重要です。

「業務を減らさないまま、ただただ早く帰れと管理職が言っていて、持ち帰り仕事（隠れ残業）が増加する」、あるいは「休みの日に学校に出てきて仕事をしても、管理職が打刻しろと言わないから打刻をしない」。これでは、見た目の時間外在校等時間は減るものの、実態改善が進まないまま、目標達成となつてしまう恐れがあります。

「休みの日を含めて、適正な勤務時間の打刻を行う」。その必要性を、未加入を含めて職場全体で確認し、しっかりと実行していきましよう。

課題の2つめは、「学習指導要領改訂に現場の声を反映させる」ということです。

現行の学習指導要領の下では、学習内容や授業時数があまりに肥大化し、子どもにとって、教職員にとっても過度な負担が生じて、不登校の増加や長時間労働の深刻化などを招く事態となっています。

こうした中、30年度からの次期指導要領をどのようなものにしていくか、現在、中教審において議論が進められており、

26年8月には「各教科の改訂案」、12月には「最終的な改訂案（答申案）」が示され、それぞれへの意見募集が行われます。

25年9月に、指導要領改訂の方向性を示す「論点整理」が公表されましたが、この「論点整理」では、「学習内容の精選を行うべき」とする一方、「授業時数は現状維持でいくべき」とされました。ただし、授業時数に関しては、「調整授業時数制」を導入し、各教科の授業時数を削ったり、授業の単位時間を短くしたりすることで、「裁量的な時間」を生み出し、その一部については「教員の授業研究」にあてることも可能となりました。

しかし、「裁量的な時間」の一部しか「授業研究（授業準備）」にまかせないのであれば、子ども・教職員に大きな負担を強いる「カリキュラム・オーバーロード」の状態を解消することは難しいでしょう。

したがって、「学習内容を減らすなら、授業時数も減らせ」ということをあくまで求めていくことが必要です。

まずは、日教組作成の動画（どうなる!? 指導要領改訂）を見て、「論点整理の問題点」や「我々がめざす改訂のあり方」を確認し、その上で、改訂案に対する意見送付にとりくみま

しよう。また、福教組本部は日教組と連携し、学習内容・授業時数の削減に向けた世論喚起を図っていく所存です。

課題の3つめは、「福教組の組織人員を大きく増加させる」ということです。

近年の福岡県における新規採用者数を見ると、24年度は808人、25年度は786人、そして26年度は766人となっており、この3年間の総計だけで2,360人に上ります。つまり、それぞれの職場には、たくさんの方々が在るといえることなのです。

人間関係をしっかり築きながら、「組合の必要性が実感できる行動を展開する」、あるいは「組合の必要性を丁寧に説明すること」ができれば、必ず組合に加入する仲間が増加します。



組合なくして、働く者の健康や権利、そして民主教育を守ることはできません。それゆえ、ぜひ組織人員の拡大に力を尽くしていきましよう。

実質賃金をプラスにする賃上げの実現や、再任用職員の一時金支給割合改善を要求!

【2026春闘期の副知事交渉を実施】

地公労は、3月27日、副知事・教育長と春闘交渉を実施した。公務職員の士気高揚と人員確保・離職防止は喫緊の課題となっている。福教組からは、『再任用職員の一時金支給割合改善』『常勤講師の2級格付け』『精確な勤務時間の把握』『持ち帰り仕事時間の調査』について、藤井委員長が意見発信を行った。

【主な要求項目と当局回答】

人事委員会に対して、本県の暫定再任用職員の実態をふまえ、県人事委員会独自の勧告を出すことを含め、一時金の支給月数の改善に関して示すよう強く働きかけること。

暫定再任用職員の期末・勤勉手当の年間支給割合については、これまで労使で共有してきた再任用職員の給与の課題の一つとして、十分認識しており、機会を捉え、国や人事委員会に対して働きかけを行っていく。

臨時的任用職員を配置する場合は、同一労働・同一賃金の観点から、正規職員との格差を解消し、安心して働き続けられるよう処遇改善に努めること。

国が示している正規教諭と同等の職務を遂行する臨時的

任用職員の給与水準については、今後、財政負担や校務運営への影響など、様々な要素について研究してまいりたいと考えている。

臨時的任用職員を配置する場合は、同一労働・同一賃金の観点から、正規職員との格差を解消し、安心して働き続けられるよう処遇改善に努めること。

時間外在校等時間の改善を進めるためには、適正な勤務時間間の把握は必要不可欠な取り組みであると思っている。市町村教育委員会に対しても、精確に勤務時間が記録されるよう、県のとりくみを周知してきた。今後とも、土日も含めて精確な勤務時間の把握について働きかけていく。



【江口副知事に要求書を手交する新山地公労議長】



【コメントする寺崎教育長】



【意見発信を行う藤井委員長】

夢と希望のまちづくりのために おおつか光が考える4本の柱

- 子どもが希望をもてるまち**
 - 子ども家庭支援体制の充実
 - 不登校児童・生徒と保護者の支援
 - 子どもの権利条約を活かすまちづくり
 - 世代とゆとりのある教育環境づくり
- いつでも頼れる福祉のまち**
 - 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
 - インクルーシブ社会の実現
 - 生活困窮者の自立支援
 - 「8050問題」相談体制の充実
- みんなで支え合う地域共生のまち**
 - 地域コミュニティの活性化
 - すべての人が大切にされる人権のまちづくり
 - 男女共同参画の推進
 - すべての人が安心できる働き方改革
- 安心安全で災害に強いまち**
 - 防災・減災・流域治水対策
 - 自然環境と調和した観光
 - 交通弱者に配慮した公共交通整備

あなたと「夢と希望のまちづくり」

ひかる

おおつか光

みんなの力で福政連議員を!
4月19日告示 4月26日投票
小郡市議会議員選挙
”おおつか光“候補を推薦決定!

2026年度福教組執行委員	
執行委員長	藤井 隆晴
執行副委員長・労働部長	西川 亜季人
書記長	西田 泰章
組織部長・教文部長	廣松 敏幸
特別執行委員	真子 信一
特別執行委員	金光 千春
特別執行委員	本村 隆幸



25年度、153人の新規加入がありました。誰もが安心して働き続けることができる職場を実現するために、「みえる」活動「みんなで」行動にとりくみましょう!

今年も組拡!
ともががんばりましょう!